

教職員の生徒指導に係る共通ルール

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

1 学校生活全般について

R7 中学校区共通テーマ 「あなたのことが大好きです ～心的心声を聴こう～」

子供一人一人の人権を大切に、心に響く（「あなたのことが大好きです」が伝わる）声掛けや指導を実践する。（褒める、認める、受け止める、寄り添う、支援する）

<目指す子どもの姿>

自分のレベルアップのために挑戦・努力をする子

認め合いを大切にする子



互いの良さを見つけ、心が動くことで、「よし自分も！」と思い、行動に移す子

(1) 生活面

- ・ よりよい自分、学級にするための協働の活動と認め合い
- ・ 「〇〇したい」という思いをもち、実現する
- ・ 学級や学校に自分の居場所があり、自信をもって前向きに取り組もうとする子

(2) 学習面

授業を通して、

- ・ 学びを自分事として捉え、主体的に学んでいる子
- ・ 教科の見方・考え方を働かせて、課題解決をしている子
- ・ 今まで獲得した学び方（既習事項等）を活用している子
- ・ 教科の本質やよさを実感している子

2 携帯電話及びメール・SNSの使用について

(1) 児童個人の境内電話及びメール・SNSでの連絡等は行わない。児童宅の固定電話か保護者の携帯電話へ連絡をする。

(2) 児童からの連絡は、学校の電話に連絡するように指導する。また、保護者にも周知する。

3 児童との面談や相談等の実施方法について

(1) 教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし対応する。

(2) 児童と1対1で対応する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮を行うとともに、管理職または他の職員にあらかじめ伝えておく。

4 教職員の自家用車への児童の乗車について

緊急等の場合を除き、原則として自家用車には児童を乗車させない。

5 その他

上記2～4の共通ルールで対応できない状況が発生した場合には、管理職の許可を得て対応する。